○国土交通省告示第千百八十五号

船員法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第八十三号）の施行に伴い、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、平成四年運輸省告示第六百八十二号（運輸大臣の指定する海技大学校の講習科の課程として定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

次の題名を付する。

船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習科の課程を定める告示

第一号中「第八号表第五号2(1)」を「第八号表第三号2(1)」に、第二号中「第八号表第五号2(2)」を「第八号表第三号2(2)」に、第三号中「第八号表第五号2(3)」を「第八号表第三号2(3)」に、第四号中「第八号表第五号2(4)」を「第八号表第三号2(4)」に改める。

○国土交通省告示第千百八十六号

船員法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第八十三号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号、第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「第七十七条の二の四第一項」を「第七十七条の二の三第一項」に、「甲種甲板部航海当直部員」を「甲板部航海当直部員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船員法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）による改正前の船員法施行規則第七十七条の二の四第一項に基づく甲種甲板部航海当直部員として乗り組んだ履歴は、改正省令による改正後の船員法施行規則第七十七条の二の三第一項に基づく甲板部航海当直部員として乗り組んだ履歴とみなす。

○国土交通省告示第千百八十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

第八号及び第九号中「長期課程又は応用課程」を「総合課程」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　改正前の第八号及び第九号に規定する職業能力開発総合大学校の長期課程又は応用課程を修めて卒業した者については、なお従前の例による。

○防衛省告示第二百三十九号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十九日　　防衛大臣　森本　敏

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSLN	一一七	すずつき	平成二十四年十月十七日

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市北楢岡字狐堂四〇三番一から同市北楢岡字中野四一一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所
〃	大仙市北楢岡字船戸四八五番一から同市北楢岡字船戸五九三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	〃

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

○関東地方整備局告示第三百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市蒲須坂字東原一三三番一から同市蒲須坂字東原一七〇番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

○中部地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
飛騨市神岡町牧字牧ヶ尾二四一番一から同市神岡町牧字牛首城山二三三番二まで	前	二一・〇〇～七〇・〇〇	〇・一九九
	後	三五・〇〇～七〇・〇〇	〇・一九九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内四六三八番二四から同町大字下市木字萩内九八八番一まで	前	一一・〇〇～一三・五〇	〇・二二四
	後	一二・五〇～一三・五〇	〇・二二四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所